

本人確認・AML/CFT 解説

免許証画像、 まだ集めますか？

160万件流出

IC読取

公的個人認証

カーシェアの免許証画像160万件流出から考える——2027年4月に変わる本人確認ルールを「いま」前倒しすべき理由

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

2026年10月

今日の結論(先に3つ)

2027年4月を待たずに、いま切り替える

①

「見るだけ」の確認は、破られやすい

窓口での目視も、写真を送るだけのeKYCも、偽造や流出画像に弱い。

②

持っていない情報は、漏れない

免許証の写真・コピーや顔写真を「集めない・残さない」仕組みに変える。

③

窓口はIC読取、スマホは電子証明書

対面はICチップの読取り、非対面は公的個人認証(JPKI)・スマホのマイナ。どちらも今日から始められる。

はじめに

最初に、4つの言葉だけ

① 犯収法(犯罪収益移転防止法)

銀行・証券会社・クレジットカード会社・不動産業者などに、口座開設などの際の本人確認を義務づける法律。細かなやり方は「施行規則」で決まる。

② eKYC(オンライン本人確認)

店に行かず、スマホだけで本人確認を終える仕組み。「免許証を撮って送る」方式が広く使われてきた。

③ ICチップ

マイナンバーカードや運転免許証に埋め込まれた小さなコンピュータ。中の情報は暗号で守られ、偽造が極めて難しい。

④ 公的個人認証(JPKI)

マイナンバーカードの中の「電子証明書」を使って、ネット上で本人を確かめる国の仕組み。

PART 1 | 何が起きたのか？——「160万件」の中身

タイムズカー不正アクセス:何が分かったか

日付(2026年)	判明したこと
9月25日	Webシステムへの外部からの不正アクセスを検知
9月28日	最大約660万アカウントの会員情報(氏名・住所・生年月日等)が取得されたと公表
9月29日	うち約160万件で本人確認書類の画像が流出:運転免許証、公共料金の請求書、住民票の写し、学生証など
10月5日	画像の保存期間は「退会から7年」と判明。集団訴訟への参加意向は3万人超と報道

出典:パーク24公表(2026年9月28日・29日)、時事通信、日本経済新聞(2026年10月6日)ほか報道

「7年保存」——法令上の根拠があったのは一部だけ

氏名・住所・生年月日など

根拠：法人税法(会社の説明)

税務上の保存義務を理由に、退会後も7年間保存。

運転免許証の画像

根拠：法令上なし(自社方針)

理由は「資格を取り消された人が偽造免許でなりすまして再入会するのを防ぐため」。

同業他社は

オリックスカーシェアは、本人確認が
終わった時点で画像を速やかに削除
。

国土交通省は

貸出しに免許証番号は必要だが、画
像の保存は求めている。

犯収法との関係は

カーシェアは対象外。ただ銀行等も「
免許証画像を受け取る」確認を広く
使っている。

なぜ「免許証画像」の流出が深刻なのか

IDやパスワードは再発行できる。
「顔×氏名×住所×生年月日」は
再発行できない。

流出した本人確認書類の画像は、他人名義の口座開設やクレジットカード発行など、“なりすまし”の材料になり得る。

弱点は「写真を送るだけ」のeKYC

いわゆる画像型eKYC

(現行ホ方式／犯収法施行規則6条1項1号ホ)

免許証などをスマホで撮影し、自撮り
写真と一緒に送る方式

→ 2027年4月1日 廃止

なぜ危ないか

- ① 写真は複製・加工できる。カードの厚みや手ざわりは写真では確かめきれない
- ② 流出画像と、生成AIで作った顔画像を組み合わせで突破を試みられる
- ③ 受け取った写真が、会社の中に“在庫”として残る

たとえるなら：写真のコピーは作れても、ICチップの中身はコピーできない。カード(スマホ)本体と暗証番号がなければ通らない。

同じ「オンライン本人確認」でも、会社に残るものが違う

やり方	会社が届くもの	なりすましへの強さ	2027年4月以降
免許証を撮影して送る (現行ホ)	免許証の写真＋自撮り写真	弱い:写真は加工できる	廃止
ICチップを読んで送る (現行ハ)	ICチップの情報＋自撮り写真	強い:中身の書換えを見抜ける	続く(新ハ)
マイナンバーカードの電子証明書 (公的個人認証・現行力)	電子証明書＋電子署名(写真なし)	強い:暗号で本人と有効性を確認	続く(新ヌ)
スマホに入れたマイナンバーカード (現行ル)	スマホ内のマイナンバーカード情報	強い:スマホの安全領域＋顔・指紋認証	続く(新ト)

→ 公的個人認証なら、免許証の写真も顔写真も持たずに本人確認が終わる

2027年4月1日、本人確認は「見る」から「読む」へ

対面(窓口・訪問)

今まで 免許証などを見せてもらい、目で確認すればよかった

これから ICチップを読み取り、券面と照らし合わせる
ところまで必要(新イ方式)

非対面(スマホ・郵送)

今まで 免許証の写真送信やコピーの郵送でもよかった

これから 写真送信・コピー送付は原則廃止。ICチップ
と電子証明書が中心に

根拠:犯収法施行規則6条の段階的改正 | 令和7年内閣府ほか省令第2号(スマホのマイナ、2025年6月24日施行済み)・同第3号(非対面、2027年4月1日施行)、令和8年内閣府ほか省令第1号(対面、2027年4月1日施行)

PART 4 | 窓口(対面)では、何が変わるのか？

対面でも「見るだけ」では見抜けない

裁判例

偽造の運転経歴証明書で地面師被害

券面に「運転免許証」と誤記、あるべき「自動車等の運転はできません」の記載もなし。見落とした司法書士の過失を認定(東京地判令和元年11月11日)

相次ぐ手口

偽造の本人確認書類で口座開設・携帯の乗っ取り

精巧な偽造カードを窓口で見せて、他人名義で口座を開いたり携帯電話を乗っ取ったりする事件が報じられている

今回の流出

流出画像は「偽造の材料」にもなる

本物の券面画像があれば、見た目のそっくりな偽造カードを作りやすくなる

見た目はまねできても、ICチップの中身はまねできない。だから窓口も「見る」から「読む」へ。

新しい窓口ルール:IC付きの書類は「読む」まで必須

対象:マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など、ICチップと顔写真がある書類(改正後規則6条1項1号イ)

①

見せてもらう

書類の提示を受ける

②

ICを読む

専用機器やアプリで読み取る

③

画面に出す

読み取った情報を表示

④

照らし合わせる

画面と券面の氏名・住所・生年月日を照合

今まで 写真付きの書類を見せてもらい、目で確認すれば完了

これから ICを読み取れなければ、確認は完了しない

窓口での確認方法は「ICチップ×顔写真」で決まる

書類のタイプ	主な書類	窓口での確認方法
IC付き・写真付き	マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など	見せてもらう＋IC読取(新イ)
ICなし・写真付き	身体障害者手帳、運転経歴証明書など	見せてもらう＋転送不要郵便(新口(1))
ICなし・写真なし	住民票の写しなど	見せてもらう＋転送不要郵便(新口(1))
IC付き・写真なし	1歳未満のマイナンバーカード、16歳未満の在留カードなど	見せてもらう＋IC読取＋転送不要郵便(新口(2))

廃止:2種類の書類を見せる方法(現行ハ)、1種類を見せて別の書類を送る方法(現行ニ)

ポイント:写真がなくても、ICが付いていれば読取りが必要

窓口で困る場面、こう考える(パブコメ回答)

こんなとき	考え方
ICが読めない／お客さまが読取りを断った	別の書類を追加で見せてもらう穴埋めは不可。再読取りか、別の方法(住民票の写しの提示＋転送不要郵便など)へ切り替える。拒否は偽造の可能性も念頭に
引越し後で、券面とICの住所が違う	両者の関係を適切に確認できれば追加確認は不要。確認記録には今の住所を記録
法人の代表者が来店した	代表者等もIC読取が必要(規則12条)。登記で名前を確認しただけでは足りない
読み取ったIC情報は保存すべき？	法令上は求められていない。読取りの日時・成否などのログを自主的に残すと、監査や不正分析に役立つ

窓口も、今日から前倒しできる

① 「見る」に「読む」を足すのは自由

今のルール(現行イ方式)は提示で足りるが、IC読取を上乘せすることは何ら妨げられない。

② 読取りは無料アプリから始められる

デジタル庁「マイナンバーカード対面確認アプリ」(無料)で、カードやスマホのマイナを読み取れる。

③ 券面コピーを「とりあえず」残さない

ICで確認すれば、確認記録は書類の種類・番号などの記録で足りる。コピーの保管は漏えいの“在庫”になる。

④ マイナ免許証の時代に備える

2025年3月24日から運転免許証とマイナンバーカードの一体化が始まり、免許証を持たない人も。窓口の基本はマイナンバーカードの読取りに。

PART 5 | スマホ・郵送(非対面)では、何が残るのか？

スマホ・郵送の本人確認:残る方法、なくなる方法

方法(わかりやすく)	2027年4月以降	規則の記号
免許証などを撮影し、自撮りと一緒に送る	廃止	ホ → なし
本人確認書類のコピー2種類などを郵送	廃止	リ → なし
ICチップの情報 + 自撮りを送る	続く(標準形)	ハ → ハ
ICチップの情報 + 銀行への照会・口座確認	続く(写真送信は廃止)	ト → ニ
IC情報の送信か原本の郵送 + 転送不要郵便	続く(写真送信は廃止)	チ → ホ
スマホに入れたマイナンバーカード	続く	ル → ト
マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)	続く	カ → ヌ

※ 転送不要郵便＝引越しても転送されず、登録された住所にしか届かない郵便。記号は犯収法施行規則6条1項1号。改正後ヲ・ワ・カ方式は、日本に住民票のない外国人等に限った例外として新設

非対面の本命① | なぜ公的個人認証が「中心」になるのか？

公的個人認証(JPKI)＝「電子の実印」

マイナンバーカードのICチップには、国の機関(地方公共団体情報システム機構＝J-LIS)が発行した「電子証明書」が入っている。紙の「実印＋印鑑証明書」をデジタルで実現する仕組み。

署名用電子証明書

暗証番号 英数字6～16桁

中身 氏名・住所・生年月日・性別

役割 本人が作成した証明＝電子の実印

用途 犯収法の本人確認はこちら

利用者証明用電子証明書

暗証番号 数字4桁

中身 氏名・住所などは入っていない

役割 本人がログインした証明＝電子の鍵

用途 継続取引のログイン等

根拠:公的個人認証法(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律) | 有効期間:発行日後5回目の誕生日まで

犯収法のJPKI方式:写真を1枚も受け取らずに完了

お客さまがすることは2つだけ:カードをスマホにかざす、パスワードを入れる

STEP 1

カードをかざす

お客さまのスマホで
ICを読み取る

STEP 2

パスワード入力

署名用パスワードで
電子署名

STEP 3

送信

電子証明書+署名
した申込情報

STEP 4

検証

J-LISに有効性を確
認し署名を検証

STEP 5

記録

証明書の氏名・住所
等を確認記録へ

条文:現行規則6条1項1号カ(2027年4月以降は同号ヌ)

会社側:検証には主務大臣の認定が必要(公的個人認証法17条1項6号)。認定を受けたプラットフォーム事業者に委託すれば、自社で認定を取らずに導入できる

流出対策としてJPKIが強い3つの理由

①

写真を受け取らない

免許証の写真も顔写真も要らない。漏れる“在庫”を最初から持たない。

②

偽造できない

カードの中の“秘密の鍵”は外に取り出せない。改ざんやなりすましを見抜ける。

③

「いま有効か」が分かる

引越し・結婚などで氏名・住所が変わると署名用は失効、死亡・国外転出では両方失効。古い情報のままの確認を防げる。

導入前に押さえる5つの落とし穴

- ① 暗証番号ロック： 署名用パスワードは5回続けて間違えるとロック(市区町村の窓口で再設定)

- ② 有効期限切れ： 電子証明書の期限はカードより短い。期限切れのお客さまへの案内を用意

- ③ 代替ルート： NFC(かざして読み取る機能)のないスマホやカードを持たない人には、別の方法(IC読取の送信、写真なし原本の郵送＋転送不要郵便など)

- ④ 暗証番号の聞き出し： 「暗証番号を教えて」は詐欺の手口。お客さまにはっきり注意を呼びかける

- ⑤ 取りすぎ： 性別など業務に要らない情報は保存しない

スマホのマイナ: iPhoneに続き、Androidもいよいよ

2023年5月

Android: スマホ用電子証明書

電子証明書の機能だけ。氏名・住所などを証明する機能はなかった

2025年6月24日

iPhoneのマイナンバーカード開始

同じ日に、犯収法でも「スマホに入れたマイナンバーカード」による確認方法(現行ル)を新設・施行

2026年10月20日(予定)

Androidのマイナンバーカード開始

Googleウォレットに搭載。氏名・住所・生年月日などを証明する機能(属性証明機能)を追加

- ① iPhoneとAndroidがそろい、「スマホだけで本人確認」が実用段階に(2027年4月以降はト方式)
- ② Androidは一定基準のセキュリティチップを積んだ機種が対象。窓口での読取りは、デジタル庁の「マイナンバーカード対面確認アプリ」(無料)で対応できる

「前倒し」すべき4つの理由

① 攻撃者は待ってくれない

大量の画像が流出したいま、写真を送るだけのeKYCは“なりすまし”の受け皿になり得る。

② 今日から合法的に導入できる

窓口では提示にIC読取を足すのは自由。非対面のIC読取・公的個人認証・スマホのマイナも、すでに認められた方法（規則6条1項1号ハ・ト・チ・カ・ル）。

③ 方法は自社で絞れる

法令が認める方法の一部だけに限って運用することも可能とされている（令和7年6月パブコメ回答）。

④ 画像を持つこと自体がリスク

要らなくなったデータは遅滞なく消去（個人情報保護法22条・努力義務）、安全管理措置（同23条）、漏えい時の報告・本人通知（同26条）。

「集めない・残さない」データ設計

情報	取得	保存
氏名・住所・生年月日	取得する	確認記録(本人確認の記録帳)として7年(犯収法6条2項)
免許証の写真・コピー・顔写真	IC・JPKIなら原則不要	取得した場合も用途と期間を限定し、速やかな削除を検討
個人番号(マイナンバー)	取得しない(番号法20条)	記録しない
性別など業務に要らない項目	取得しない	保存しない
読取ログ(日時・成否・端末)	取得する	監査・不正分析のため自主的に保存

保存期間は「法令上の根拠」から逆算する。根拠のない長期保存はやめる。

前倒しロードマップ: 3つのステップ

STEP 1 | 今月中

画像とコピーの棚卸し

- ・ 窓口のコピー・eKYC画像が、どこに何件・何年分あるか
- ・ 退会者分・不要分は削除
- ・ 保存期間の根拠を確認

STEP 2 | 3か月以内

切替えを始める

- ・ 窓口: 主要店舗でIC読取を開始
- ・ 非対面: JPKI・スマホのマイナへ、撮影型の新規受付を停止
- ・ 読めない・持たない人の別ルートを設計

STEP 3 | 2027年3月まで

全拠点と規程の整備

- ・ IC読取機器・アプリを法人窓口も含め全拠点に
- ・ 読取不能時の切替えルール
- ・ 規程・マニュアル改訂と研修

利用者として、いまできること

①

あやしい連絡は開かない

会社を名乗るメール・SMS・電話のリンクや添付は開かず、パスワードやカード番号は入力しない。

②

身に覚えのない契約を確認する

信用情報機関(CIC・JICC・全国銀行個人信用情報センター)に開示を請求すれば、自分名義のローンやクレジット契約を確認できる。

③

暗証番号は誰にも教えない

マイナンバーカードの暗証番号を聞き出すのは詐欺の手口。電話やメールで聞かれても答えない。

まとめ

画像は、集めた瞬間から “漏れる在庫”になる。

- ① 写真で「見る」のをやめ、ICチップと電子証明書で「読む」
- ② 免許証の写真・顔写真は「集めない・残さない」
- ③ 2027年4月を「待たない」——いまの規則で前倒しできる

本人確認フローの見直し・規程改訂のご相談

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

m-watanabe@miyake.gr.jp

本資料は2026年10月6日時点の公表資料・報道に基づく一般的な解説であり、個別の事案に対する法的助言ではありません。Androidのマイナンバーカードの開始日は予定であり、変更される可能性があります。